

学校給食を停止している }
 牛乳のみ停止している } 児童・生徒の保護者 様
 牛乳以外を停止している }

さいたま市教育委員会

「学校給食費についての大切なお知らせ」に関する補足説明

標記の件について、下記のとおり補足説明いたします。

各手続きにご協力くださいますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

記

1 「学校給食申込書」提出・「口座振替」申込の有無

下表のとおり、各手続きの必要有無を示しました。

該当の喫食状況に応じて、「学校給食申込書」の提出と「口座振替」のWEB申込をお願いいたします。

喫食状況	「学校給食申込書」提出	「口座振替」申込
学校給食を停止している	無※ ¹	無※ ²
牛乳のみ停止している	有	有
牛乳以外を停止している	有	有

※1 給食の提供を受けることが決まった時は、その時点で学校に提出をしてください。

※2 日本スポーツ振興センター加入者は、日本スポーツ振興センターのみ「口座振替」申込をしてください。

2 「学校給食喫食内容変更届」の提出のお願い

現在、無期限で牛乳若しくは牛乳以外を停止している方は、令和6年4月からの公会計化に伴い、改めて喫食内容に関する「学校給食喫食内容変更届」を提出いただく必要があります。現在準備を進めているため、整い次第ご案内いたします。

なお、「学校給食申込書」の下部に記載してある「食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止、除去食の提供又はアレルギー情報の提供を希望する場合は、別途学校に申し出てください。また、特別の理由により、給食の対応が必要な場合は、その旨を別途学校に申し出てください。」とありますが、在校生は既に各学校で給食の対応はしているため、今回の手続き時に改めて学校に申し出る必要はありません。

さいたま市教育委員会事務局 健康教育課
 学校給食係 公会計担当
 TEL 048-829-1591 (直通)
 FAX 048-829-1990